

川崎市立中野島小学校いじめ防止基本方針

1 令和6（2024）年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標 めざす学校像
 子どもたちの夢と希望をはぐくむ学校づくり

- 1 楽しい学校・・・子どもたちが楽しく笑顔で活動する学校
- 2 やさしい学校・・・思いやり、挨拶、やさしさのあふれる学校
- 3 活気ある学校・・・たくましく、生き生きと活動的な学校

学校経営方針

- 1 基礎的・基本的の定着やきめ細かい学習指導
- 2 「生きる力」や「確かな学力」「豊かな心」の育成
- 3 保護者や地域との連携、学校評価を生かした取組

めざす子ども像

- 1 なかよく学ぶ子
- 2 かんがえて行動する子
- 3 のびのびとたくましい子
- 4 しぜんを愛し思いやりのある子
- 5 まじめに最後までがんばる子

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 学力の向上	② 社会性の育成	③ 特別活動の活性化	④ 開かれた学校づくり
○基礎的・基本的な学習の定着や習熟を図り、学力の向上をめざす ○指導力向上を目指した授業研究の充実を図る	○命、こころの教育の推進を図る ○自己肯定感を高め、共生・共育や人権教育の推進を図る	○児童の主体的な活動を重視し、キャリア生きた方教育を推進する ○集団生活の向上や規範意識の向上を図る	○学校情報の公開や授業参観、学校行事等の参観を積極的に行う ○学校評価を活用した学校改善に努める

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○意欲的に学習に取り組めるようにし、よく分かる楽しい授業づくりに取り組む ○学習習慣の定着をめざし、きめ細かい指導を実践する	○他者を尊重する姿勢を育て、共に学び、共に育つ環境を創る ○いじめや暴力は許されないという学校環境の構築と思いやりの心を育む取り組みを進める	○児童主体の学校行事を通して、主体的な活動の充実を図る ○学級会や児童会活動の活性化を図り、子どもたちに集団への所属感を高める	○地域の学校として開かれた学校づくりを進める ○学校評価をもとに教育活動の改善や充実を図る
---	---	--	--

重点に係る具体的な取組

・言語活動の充実 ・指導内容の明確化と評価方法の工夫 ・きめ細かい指導の実践 ・個に応じた指導の充実	・教育相談の推進 ・善悪を判断する力を育成する取組 ・いじめは許されないという意識徹底の推進	・児童会活動、委員会活動の活性化 ・スポーツフェスタ、中小ステージ、集会等、主体的活動の充実	・保護者が参加しやすい学校体制の構築 ・地域や保護者と連携した学校づくり ・学校評価の活用
---	--	---	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6(2024)年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

校長	教頭	総括教諭	教務主任	学年主任	支援教育コーディネーター
教育相談担当	養護教諭				
スクールカウンセラー	(学校巡回カウンセラー：月2回程度)				
スクールソーシャルワーカー	(要請による派遣)				

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・・・
(校長・支援教育コーディネーター)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・(校長・支援教育コーディネーター)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・(支援教育コーディネーター)
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・(校長・支援教育コーディネーター)
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・(道徳主任)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・(校長・教頭・支援教育コーディネーター)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・(支援教育コーディネーター)
1年・・・・・・・・・・(学年主任) 2年・・・・・・・・・・(学年主任)
3年・・・・・・・・・・(学年主任) 4年・・・・・・・・・・(学年主任)
5年・・・・・・・・・・(学年主任) 6年・・・・・・・・・・(学年主任)
サポート級・・・・・・・・・・(学年主任)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・(支援教育コーディネーター)
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・(支援教育コーディネーター)

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会担当との連携・・・・・・・・・・(児童会担当)
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・(校外委員会担当)
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・(校外委員会担当)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・(支援教育コーディネーター)
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・(校長・教頭・支援教育コーディネーター)

7 令和6（2024）年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童指導部会、職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標や児童支援活動の内容を確認 ・構成員の確認・役割分担・年間支援活動計画確認 ・学級づくり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と学年目標の設定や支援計画の確認 ・第1回学校生活アンケートの実施に向けた内容検討・実施・集約について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について・第1回効果測定実施 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</p> <p>具体的な内容→・児童指導・理解・支援プロジェクト会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ早期発見や早期対応についての職員研修を実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応を確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定分析や今後の児童支援対応についての研修会 ・いじめ防止に関する研修の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケートの集計について ・希望面談の実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・情報モラル教育の実施 ・学校公開日と学校教育推進会議の実施 ・いじめ防止標語の募集やいじめ防止に向けた児童会の取組
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回効果測定の実施と対応について
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

本校では、代表委員会を中心にした児童の主体的な活動や特別活動の活性化を図り、いじめ防止の取組を積極的に進めます。また、教職員と保護者、地域との連携で、見守り活動や豊かな人間関係の育成や思いやりを育む取組を進めます。

児童の自主的な取組

[児童会と特別活動等を中心にした自主的な企画・運営]

○代表委員会での呼びかけや人間関係づくりの活動

- ・スポーツフェスタ・・・児童会による発信
チームごとの特色を活かした応援（縦割り関係の構築）
- ・音楽朝会・・・今月の歌（学級の仲間づくり）学校全体のまとめり
- ・自主的なあいさつ運動
- ・「あおいはこ運動」・・・あいさつ運動・あいさつパレード
（ありがとう・おはようございます・いただきます・はい・こんにちは）
- ・学校を明るくする運動・・・標語募集と校内掲示、
ほのぼのエピソード募集（給食時間の校内放送で紹介）
- ・レッツスポーツ委員会・・・キラキラタイム
スポーツを通して仲間との絆を深める、学級のまとめり
おおなわとび、マラソン、玉入れ等
- ・クリーン委員会・・・学校をきれいに 朝の清掃
- ・フレンドリー委員会・・・お誕生日集会の企画
異学年交流の企画

[学校生活の改善と向上を図る取組]

- ・安全な学校生活のための活動・・・中小安全隊、中小救急隊
- ・「あかいみ運動」・・・校内歩行の約束、落ち着いた学校生活
- ・校内ポスターの掲示「階段や廊下に効果的な掲示」

教職員の取組や教育相談の充実

- ・下校時の「パトロール」を当番制で実施
- ・下校時、教室から並んで昇降口まで担任が引率し、昇降口で「さようなら」をする
- ・定期的な希望面談日の設置
- ・道徳教育の充実を図る・・・系統的な積み重ねを行う。

保護者（PTA）、地域、関係機関との連携協力

- ・保護者や地域との連携や関係機関との協力
- ・交通指導員による登下校の安全配慮と児童の人間関係への見守り
- ・町会や地域の見守り活動・・・登下校の見守り、パトロール